

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成25年1月17日（諮問第106号）

答申日：平成25年11月12日（答申第68号）

事件名：医－2081とそれに関する資料1～6の部分公開決定処分に対する  
異議申立てに関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、医－2081とそれに関する資料1～6（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、資料4（「医療安全支援センターとしての実施事項」と題する文書をいう。以下同じ。）中2行目から4行目まで、9行目及び16行目から18行目までは公開すべきであるが、その他の部分について非公開とした決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

#### 1 公開請求の内容

異議申立人は、平成24年10月2日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し「医－2081とそれに関する資料1～6」について公開請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年10月16日、条例第10条第2項の規定に基づき公開決定等をする期間を延長したうえで、同月31日、同条第1項の規定に基づき部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年12月14日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書の非公開部分を公開することを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書及び意見書によると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分における非公開部分は、法的に個人のプライバシーや企業の不利益となるようなことはない。

県職員の質問事項、記入部分については公開できる。また、県職員がどのような判断をしたのか記載した部分については公開できる。

福祉施設の現状を知りつつ、入所されている人達の危険な状況を見て見ぬふりをしている訳にはいかないため、それを検証する意味でも公開は必要である。

- (2) 今回の異議申立ては、異議申立人の親族に対する福祉施設の職員の行動について、医務薬事課に設置されている医療安全支援センター（以下「センター」という。）に異議申立人が相談に行ったときの内容に関する書類についてのものである。

相談は窓口で受け付けてもらい、県庁の関係各課所で検討した結果、県

で平成24年1月に特別養護老人ホーム〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）の調査をすることになり、2月上旬に結果報告があったようであるが、調査の内容は、センターとして守秘義務があるという理由で教えてもらえず、調査の際に、異議申立人が訴えたことを施設側にどう説明したのか分からない状況になっている。

この調査の結果について、担当者がどう判断したのか、お互いの意見を聞いてどういう結論になったのか、書かれている部分はおそらくあると思うが、それさえも消されている。相談をした者としては、知る権利は当然あると思うので、それをなんとかしてもらわないと納得できない。

センターの役割は医療法（昭和23年法律第205号）で公開できないということは分かるが、条例においては、生命などに関わる事、人に危害を与えるような問題に関する情報は出さないといけないという規定になっており、公開することが優先だと思っている。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由を次のように説明している。

##### 1 本件対象文書について

センターでは、相談者から〇〇〇の医務室に係る相談を受けて、〇〇〇に職員を派遣し、相談者の要望の伝達を行うとともに、相談者に対する〇〇〇側の対応等を聞き取りしているが、その際に管轄保健所である大仙保健所の職員に同行を求めており、同保健所への職員派遣依頼に係る起案文書が本件対象文書である。

本件対象文書には、職員派遣依頼の文案のほか、センターが作成又は保管している文書の写しが添付されており、センターの業務に属する文書である。

## 2 医療安全支援センターについて

センターは、医療法第6条の11により、都道府県等が設けるよう努めなければならないと規定されている機関であり、秋田県では医務薬事課内に設置されており、医療や治療に関する一般的な相談、相談者が受けた医療行為に関する相談を受け付けている。

また、特別養護老人ホームには医務室の設置が必要とされているが、これは医療法に規定する診療所と同等のものである。今回の事案は、当該医務室に関する事項であり、医療に関する内容だったため、センターで相談を受けたという経緯である。

「医療安全支援センター運営要領」（平成19年3月30日厚生労働省医政局長通知）において、センターは、医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することを基本方針として、中立的な立場から相談等に対応し、患者と医療機関等の双方から信頼されるものでなければならないとされている。

## 3 条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）該当性について

別添（「特別養護老人ホーム〇〇〇に係る情報提供について」と題する文書をいう。以下同じ。）中2の相談者（情報提供者）の概要のうち氏名、年齢、住所、電話及び入所していた親族の概要のうち氏名、年齢、体重、主な疾患、背景並びに3の個人の姓、資料2（「〇〇〇緊急時の医療体制」と題する文書をいう。以下同じ。）中医師の姓、資料3（「ケース記録」と題する文書をいう。以下同じ。）、資料5（平成23年1月6日に来庁者に対して健康福祉部関係課が対応した内容を記載した文書をいう。以下同じ。）中表題のうち個人の姓、来庁者、住所及び電話番号並びに資料6（秋田県健康福祉部医務薬事課医務・薬務班長名の通知文書案をいう。以下同じ。）中個人の氏名は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第6条第1項第1号に該当し、非公開としたものである。

#### 4 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）該当性について

- (1) 資料4及び資料5中相談の記録について、相談者からの要望等は、その真偽が確認されたものではなく、このような情報は公開することで一方の当事者が不当な評価を受けるおそれがあること、〇〇〇の相談者への対応方法等を公開することとなると、相談者の不信感を不要に助長し、あるいは誤解に繋がるおそれがあるなど、一方の当事者である〇〇〇の地位を害することにもなりかねないものであり、公開することにより〇〇〇開設者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例第6条第1項第2号に該当し、非公開としたものである。
- (2) 同号ただし書きには、公開することが必要と認められるものがあるが、ただし書（一）、人の生命、身体又は健康を保護するために必要な公開については、危害等は存在しないと考えている。ただし書（二）、違法又は不当な活動により生ずる支障から人の生活を保護するために必要な公開については、違法又は不当な活動や社会通念上著しく妥当性を欠いているものであるとの判断はできない。

#### 5 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

- (1) センターは、患者等と医療機関等との信頼関係の構築を支援することを基本方針として中立的な立場から相談等を行っているが、その業務に従事する者には、医療法第6条の11第4項により守秘義務が課せられており、起案文書に添付されたセンターの相談内容は、法令秘として公開の要素を持たないものである。

別添中1及び4、資料4並びに資料5中相談の記録は、センターが受けた相談内容であるため、条例第6条第1項第8号に該当し、非公開としたものである。

資料6中説明の内容は、センターが受けた相談内容に対して相談者の疑問・質問に応えるべく説明した記録の一部であるため、同号に該当し、非

公開としたものである。

- (2) 本件対象文書の非公開部分を公開することは、本来センターが目指すところの患者と医療機関等の信頼関係の構築に支障を来すとともに、今後の相談業務の適正な遂行が困難となるおそれがあるものである。

同号の「法令秘情報」の該当性については、客観的に相当の利益を有すると認められる事実、実質秘かどうかで判断されるものである。センターの業務について、仮にこれを公開とした場合には、その業務自体、信頼関係構築の支援や中立的な立場が否定されることとなるため、当該業務は実質秘に該当すると考えている。医療法第6条の11の規定には「正当な理由」があれば公開も可能とあるが、今回の請求には「正当な理由」は存在しない。

## 第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年 1月17日 諮問の受付
- (2) 同 年 2月18日 実施機関から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年 4月 4日 審議
- (4) 同 年 4月24日 実施機関が意見陳述
- (5) 同 年 5月 7日 異議申立人から意見書を收受
- (6) 同 年 8月 8日 審議
- (7) 同 年 9月12日 審議
- (8) 同 年10月 4日 審議
- (9) 同 年10月15日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、健康福祉部医務薬事課の職員が〇〇〇の調査を行うにあたり、大仙保健所長あてに送付した通知の起案文書及びその添付書類である。

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、大仙保健所長あて通知の起案文書、医務薬事課長名の大仙保健所長あて通知案、別添、資料1（「約束指示」と題する文書をいう。）、資料2、資料3、資料4、資料5及び資料6からなっていることが確認された。

実施機関は、本件対象文書のうち、別添中2の相談者（情報提供者）の概要のうち氏名、年齢、住所、電話及び入所していた親族の概要のうち氏名、年齢、体重、主な疾患、背景並びに3の個人の姓、資料2中医師の姓、資料3中表題及び項目名以外の部分、資料5中表題のうち個人の姓、来庁者、住所及び電話番号並びに資料6中個人の氏名を、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第6条第1項第1号に該当するとして非公開としている。

また、別添中1のうち項目名以外の部分、4のうち項目名及び記号以外の部分、資料4中表題以外の部分、資料5中相談の記録の部分並びに資料6中説明した内容の部分を、法令の規定により公開することができないとされている情報であるため、同項第8号に該当するとして非公開としている。

併せて、資料4中表題以外の部分及び資料5中相談の記録の部分を、法人等に関する情報であって、公開することにより当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため、同項第2号に該当するとして非公開としている。

## 2 条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）該当性について

本号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、個人の尊重という観点から、原則として、個人を識別することができる情報を非公開として取り扱うこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書について、本号に該当することを理由とし

て非公開としている部分ごとに、特定の個人を識別することができるものに該当するかどうか検討する。

- (1) 別添中2の相談者（情報提供者）の概要のうち氏名、年齢、住所、電話及び入所していた親族の概要のうち氏名、年齢、体重、主な疾患、背景並びに3の個人の姓について

当該部分には、センターに対して相談をした者に関する情報及び当該相談者の親族に関する情報が記載されているが、これらは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

- (2) 資料2中医師の姓について

当該部分には、〇〇〇に係る医師の姓が記載されているが、これは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

- (3) 資料3中表題及び項目名以外の部分について

当該部分には、〇〇〇の特定の入所者の氏名、看護記録等が記載されているが、これらは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

- (4) 資料5中表題のうち個人の姓、来庁者、住所及び電話番号について

当該部分には、来庁者に関する情報が記載されているが、これらは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

- (5) 資料6中個人の氏名について

当該部分には、名あて人の氏名が記載されているが、これは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

- (6) 本号ただし書該当性について

本件対象文書のうち本号本文に該当することを理由として非公開としている部分は、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

### 3 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

本号は、法令若しくは条例の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公開することができないとされている情報を非公開情報としている。

本号の趣旨は、法令等の規定により公開することができないとされている情報については、この条例においても公開することはできないことを確認的に規定したものである。

本号の該当性について、実施機関は、医療法第6条の11第4項において、センターの業務に従事する者には守秘義務が課せられていることから公開することができない旨主張しているところ、秘密とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうものである。

当審査会では、本件対象文書について、本号に該当することを理由として非公開としている部分ごとに、医療法第6条の11第4項に規定する「秘密」として、法令等の規定により公開することができないとされている情報に該当するかどうか検討する。

#### (1) 別添中1のうち項目名以外の部分並びに4のうち項目名及び記号以外の部分について

当該部分には、センターが受けた相談内容等が記載されているが、これらは一般的には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

(2) 資料4中表題以外の部分について

資料4中2行目から4行目まで及び16行目から18行目までには、センターが相談対応業務を行った内容が記載されているが、これらは通常行うべき業務を行った事実が記載されているのみであることから、実質的に秘密として保護するに値するとは認められないため、条例第6条第1項第8号に該当するとは認められない。

資料4中9行目には、〇〇〇の職員に関する情報が記載されているが、これは他の関連文書ですでに明らかにされているものであり、秘密とは認められないため、同号に該当するとは認められない。

資料4中それ以外の部分には、センターが受けた相談内容等が記載されているが、これらは一般的には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

(3) 資料5中相談の記録の部分について

当該部分には、健康福祉部関係課が来庁者と対応した内容が記載されているが、これらは一般的には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

(4) 資料6中説明した内容の部分について

当該部分には、センターが受けた相談内容について、相談者に対して説明をした内容が記載されているが、これらは一般的には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になる

おそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

#### 4 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）該当性について

本号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、法人その他の団体及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの事業活動その他正当な利益を害することになるような情報は、公開しないこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書について、実施機関が本号に該当することを理由として非公開としている部分のうち、すでに条例第6条第1項第8号に該当するため非公開が妥当であると判断した部分を除いた部分について、〇〇〇の事業運営上の地位が損なわれると認められるものに該当するかどうか検討する。

##### (1) 資料4中2行目から4行目まで及び16行目から18行目までについて

当該部分には、センターが相談対応業務を行った内容が記載されているが、これらは通常行うべき業務を行った事実が記載されているのみであり、調査対象施設が〇〇〇であること自体は実施機関においても非公開としていないことから、公開することにより、当該施設の事業運営上の地位を損なうとは認められないため、同項第2号に該当するとは認められない。

##### (2) 資料4中9行目について

当該部分には、〇〇〇の職員に関する情報が記載されているが、これは当該施設の対応者が記載されているのみであり、公開することにより、当

該施設の事業運営上の地位を損なうとは認められないため、同号に該当するとは認められない。

## 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本人がセンターに対して相談した内容についてまで非公開とする必要はない旨主張するが、本県の行政文書公開制度は、条例において何人に対しても等しく公開請求権を認めており、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情が、当該行政文書を公開するかどうかの判断に影響を及ぼすものではないものとなっている。

また、異議申立人は、〇〇〇の職員の行動及び〇〇〇に対する実施機関の指導監督について種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学副学長
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士